

不燃化特区内における士業(専門家)派遣

●派遣の対象者

- ・老朽建築物の所有権を有する個人、中小企業者
- ・老朽建築物が存する土地の所有権を有する個人、中小企業者

●派遣内容と派遣制度

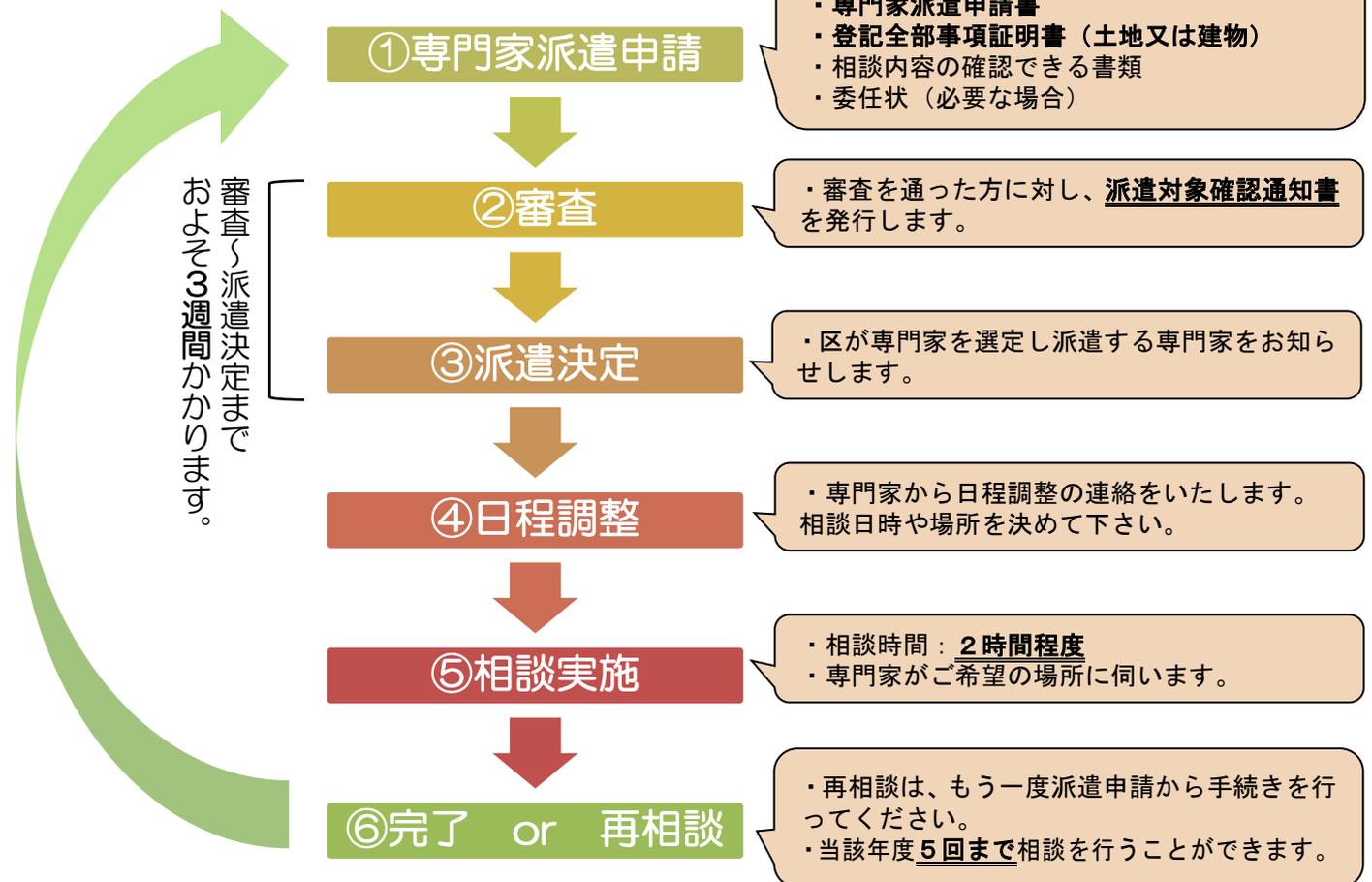
- ・建替え等に関連して、建築計画、権利関係の調整や税金、相続、資金計画等に関する相談を受けるため、専門家を派遣 (無料)
- ・1回の相談は2時間程度
- ・相談は1年間に5回まで (1回ごとに派遣申請が必要)

●派遣する専門家の例

一級建築士、弁護士、税理士、ファイナンシャルプランナー など



●派遣の流れ



お問合せ・申込先:

台東区 都市づくり部 地域整備第三課

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所5階⑦-3番窓口

電話:5246-1365